

「福井ふるさとカフェ」実施要領

【実施概要】

- 1 名称 福井ふるさとカフェ
- 2 趣旨 県内の業者が製造する本県の食材を使用して新たに開発されたスイーツ、普段は買えない県内各地のふるさとのスイーツと軽食を販売し県民の本県食材への関心を高めてもらうとともに、ふるさとの日記念行事を盛り上げる。
- 3 日時 平成28年2月7日（日）10：00～17：00
- 4 会場 アオッサ1階アトリウム（福井市手寄1丁目4-1）
- 5 主催 福井県
- 6 出店者 スイーツ製品の展示販売ができる業者【10店舗予定】

【出展概要】

- 1 出展料 無料
- 2 出展商品の条件
菓子類（洋菓子、和菓子、焼き菓子、饅頭など）の製品で、次の条件すべてに該当するもの
(1) 許可を有する県内の事業者が製造したもの
(2) 県産食材を原材料に1つ以上使用している、または、福井県をイメージする商品で事務局が適当と認めるもの
(3) 常温保存可能なもの
(ただし、冷ケース等必要設備を事業者自らが準備できる場合はこの限りでない)
(4) 概ね1年以内に商品化し、販売開始されたもので、県内外で広域に流通しているものでなく販売店に行かないと買えないもの。または、戦前からある伝統的な和菓子。
- 3 出展事業者
(1) 2に示す製品を扱っている事業者
(2) 商品の販路拡大に意欲のある事業者

【出展に関する基本事項】

1 販売にあたっての諸注意

- (1) 商品の保護については、各自責任を持つこと
- (2) つり銭は、各自が用意すること
- (3) ブース内の清掃、廃棄品の管理は、各自責任を持って行うこと
- (4) 商品は法定表示のある容器包装に入れられた状態で販売すること
- (5) 領収書、収入印紙は、各出展者で用意すること
- (6) 商品の管理・表示・食品添加物表示は、食品関連の法令等を遵守すること

2 衛生管理

- (1) 食中毒防止に注意し、常に清潔感、衛生管理に心掛けること
- (2) 販売員は、衛生的な服装を心掛けること

3 調理、加工について

- (1) 焼く、煮る、ゆでる等の調理行為は不可
- (2) 生クリームを添える、ソースをかけるなど現地での加工販売は不可

4 試食の提供について

- (1) 当該イベントに出展する食品のみ、試食が可能
- (2) 試食を行う場合には、事前に事務局へ連絡すること
- (3) 試食を提供する場合には、使い捨て用の容器を使用すること
- (4) 試食で生じたゴミは出展者で始末すること

【当日の案内】

- 1 集合時間 平成28年2月7日（日） 8時30分
- 2 集合場所 アオッサ1階アトリウム
- 3 現地説明 8時30分から
- 4 準備 9時50分までに完了のこと。9時55分から開店式を行います。
- 5 解散 17時00分に閉店後、後片付けが済み次第お帰りください。

【出展申込み】

- 1 締切り 平成27年12月18日（金）
- 2 応募先 福井県観光営業部ブランド営業課
- 3 決定 先着順で条件に適った10店舗に平成28年1月13日（水）前後に通知します。